

## 「みずしん後見支援預金(決済用普通預金)」

水 沢 信 用 金 庫

平成30年11月15日現在

1.商品名	・「みずしん後見支援預金(決済用普通預金)」
2.販売対象	・家庭裁判所より後見支援預金新規契約にかかる「指示書」の交付を受けた個人の方。
3.期 間	・期間の定めはありません。
4.預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・家庭裁判所の「指示書」に基づき口座取引店のみでお取扱いいたします。 「指示書」および当金庫所定の手続申込書に届出の印章により記名押印し、通帳とともに提出してください。 ・1円以上 ・1円単位
5.払戻方法	・家庭裁判所の「指示書」に基づき口座取引店のみでお取扱いいたします。 「指示書」および当金庫所定の手続申込書に届出の印章により記名押印し、通帳とともに提出してください。ただし、他預金への振替のみの取扱いとなります。
6.利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・お利息はつきません。
7.税 金	—
8.手数料	・口座維持手数料は無料です。 ・定期交付金および一時交付金により、他金融機関への振込を利用する場合は、当金庫所定の振込手数料がかかります。
9.付加できる特約事項	・家庭裁判所が交付する「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。
10.中途解約時の取扱い	—
11.金利情報の入手方法	—
12.苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

<p>13.その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭裁判所が交付する「指示書」には、新規(口座開設時)、追加(当該口座への追加預入)、一時金交付・定期交付金(別途管理口座への振替・振込)、解約(後見終了時等)の4種類があります。</li> <li>・お取引の都度「指示書」の提出が必要となります。</li> <li>・口座振替契約は原則として、家庭裁判所の承諾なしに契約できません。</li> <li>・キャッシュカードは発行いたしません。</li> <li>・「総合口座」のお取扱いはできません。</li> <li>・現金でのお支払いはできません。</li> <li>・インターネットバンキングのお取扱いはできません。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。</li> <li>・決済用預金に該当しますので全額保護されます。</li> </ul>
----------------------	---